

大樹町いじめ防止基本方針

平成27年2月

大樹町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方	1
1 いじめの定義	1
2 いじめ防止等の基本理念	1
第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策	2
2 いじめ防止等のために学校が実施すべきこと	2
3 いじめ防止等のための家庭・地域の取組み	4
第3章 重大事態への対処	5
1 重大事態とは	5
2 報告	5
3 調査の実施	5

はじめに

子どもたちは、私たちの宝であり、社会の希望であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在です。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければなりません。

一方で、いじめにより、子どもたちが自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きています。特定の子どもに対して、いじめが繰り返されれば、その子どもの心を深く傷つけてしまいます。私たちは子どものわずかな変化も見逃さないようにし、いじめを早期に発見し、速やかに対応しなければなりません。まして、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。

いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。いじめの原因はいじめられている子どもの中に求められるべきであり、それはその子ども自身が抱えている問題でもあります。成長過程にある子どもたちが、相手を傷つけるようなことを言ったり、したりするのは避けられないことであり、そのような試行錯誤をとおして、子どもたちはお互いの関わり方を学んでいきます。

いじめを子どもたちからのSOSのサインと受け止めて、その抱えている問題を解決していかなければ、本当の意味でのいじめの解消にはつながりません。そのためには多くの人々の協働が不可欠です。もちろんいじめられている子どもは最後まで守り通さなければならず、暴力や犯罪と思われる行為には毅然と対応することも必要です。しかしそのような事態に立ち至る前にいじめを防ぎ、解決していくことこそ私たちの務めであると考えています。

教育委員会は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定の、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの即時対応のための基本的方針を示すものとして、校長会、児童会、生徒会の意見を聴取して「大樹町いじめ防止基本方針」を定めるものである。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の基本理念

いじめ防止等の対策は、すべての児童等が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標に行わなければなりません。その際、いじめていた児童等があるときから逆にいじめられたり、同じグループの中でかわるがわる仲間はずれにであったりというように、いじめている子といじめられている子という単純な二元論は必ずしも成り立たないことや、いじめに直接関わっていない児童生徒の態度

もそのいじめに影響することも考慮しなければなりません。また暴力を伴わないいじめであっても、心身の重大な危機を生じさせることも忘れてはなりません。

児童等に対しては、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼすことを理解させ、いじめを行わないことはもちろん、いじめを見たり、聞いたりしたときには勇気を持って教師や周囲の大人に伝えたり、相談したりできるように指導するとともに、それに速やかに対処できる体制を整えます。

加えて、国、道、町、学校、地域、家庭その他関係者が連携し、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することを最優先にして対処します。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策

- (1) 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実する。
- (2) いじめの防止等に資する活動であって、児童等が自主的に行うものに対する支援、児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- (3) 児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- (4) 児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。
- (5) 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。
- (6) 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- (7) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議委員等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべきこと

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ① 学校基本方針により、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。
 - ② 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるように盛り込む。

- ③ 法第 22 条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置づける。
- ④ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する。
- ⑤ いじめ対策の取組を P D C A サイクルにより検証・改善を図る。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ① いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ② いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 生徒指導・教育相談体制の確立

ア 教育相談体制の充実

- ・ 教師自身が児童等から相談されやすいような信頼関係づくり
- ・ 教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
- ・ 訪問しやすい相談室の環境づくり
- ・ 日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり

イ 教師の対応

- ・ 一人一人の児童等に対する共感的理解
- ・ 話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
- ・ 児童等の身になって考えようとする姿勢

ウ 多くの教職員で児童生徒を見守る

- ・ 積極的に情報を共有する場の設定
- ・ 養護教諭との連携
- ・ 教科担任との連携
- ・ 委員会指導者や部活動指導者との連携

エ 教職員間の連携

- ・ 若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
- ・ 多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり

オ 相談技術の向上

- ・ 校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

② 教師の姿勢と学級経営の在り方

ア 教師としての基本的な姿勢

- ・ 正義や真理を大切にする姿勢

- ・ 不正義に対する毅然とした態度
- ・ 児童等理解に努める姿勢、実行力
- イ 児童等を見る教師の力
 - ・ 児童等とふれあう機会や対話の重視
 - ・ 児童等の小さな変化を見逃さない感性
 - ・ 学校生活の中から児童等の関係を見抜く洞察力
- ウ 担任としての学級経営の心構え
 - ・ 児童等と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
 - ・ すべての児童等が自分の居場所を実感できる学級づくり
 - ・ 児童等が対等の関係で生活できる人間関係の構築
- エ 思いやりの心をはぐくむ学級経営
 - ・ 相手を受け入れ認め合える集団づくり
 - ・ 弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

③ 学校と保護者や地域との連携

- ア 保護者への説明
 - ・ 学校の姿勢や考えを示し、保護者の理解を得る工夫
 - ・ 保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供
- イ 家庭との情報の共有
 - ・ 個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換
- ウ 地域社会との連携
 - ・ 地域社会に呼びかけ、多くの人たちで児童等を見守る風土づくり
 - ・ 日頃からの連携体制の充実
 - ・ 児童等の校外生活の様子についての情報交換

3 いじめ防止等のための家庭・地域の取組み

(1) 家庭における取組み

- ① 保護者は、児童等への教育の第一義的責任を有する。保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、道、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ② いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩むことなく、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

(2) 地域の取組み

- ① いじめは校外においても行われることもあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童等を温かく見守る取組みを推進する。
- ② 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。

なお、小中学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たるものとする。

2 報告

小中学校は、重大事態と思われる案件が発生したときには直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告しなければならない。

3 調査の実施

(1) 調査の趣旨および調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

小中学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は、人的措置を含めた適切な支援を行う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

○いつ（いつ頃から）

○誰から行われ

○どのような態様であったか

○いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか

○学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査を実施するものとする。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たる。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や、聴き取り調査などが考えられる。

③ 自殺の背景調査における留意事項

児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

④ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童等に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童等の区域外就学等、いじめられた児童等の支援のため弾力的な対応を検討する。

⑤ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

小中学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、小中学校又は教育委員会は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果について、教育委員会は町長に報告する。